

株式会社ジーベックテクノロジーとの間の特許訴訟の終了について

令和元年 5 月 30 日

双和化成株式会社

当社は、株式会社ジーベックテクノロジー（以下「ジーベック社」といいます。）から、特許権侵害を理由に訴訟（東京地方裁判所平成 29 年（ワ）第 19272 号。以下「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、平成 31 年 2 月 19 日、和解の成立により終了しましたのでご報告致します。

Cristone Bristle 製品をご利用又はご検討頂いておりますお客様におかれましては、長期間にわたりご心配をお掛け致しましたが、訴訟は上述のとおり終了し、これまでどおり Cristone Bristle 製品をご利用いただけますので、今後とも当社製品をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<訴訟の概要>

ジーベック社は、当社が Cristone Bristle 製品（以下、本件訴訟において対象とされた Cristone Bristle 製品を「本件製品」といいます。）を製造・販売等する行為が、ジーベック社の保有する特許権（特許第 3975073 号及び特許第 4972492 号。以下、併せて「本件特許権」といいます。）を侵害するとして、訴訟を提起しました。

これに対し、当社は、訴訟手続において、一貫して特許権侵害が成立しないことを主張立証してまいりました。その主張立証が奏功し、結果として、平成 31 年 2 月 19 日、以下の内容を含む和解が成立しました。

<和解の概要>

1. ジーベック社は、当社及び当社の取引先に対し、本件製品について、本件特許権を行使しない。
2. ジーベック社は、当社に対し、当社が和解成立日までに製造・販売等した本件製品につき、本件特許権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権が存在しないことを確認する。
3. ジーベック社は、当社が和解条項に違反した場合を除き、自ら又は第三者をして、当社又は当社の取引先による本件製品の製造販売等が本件特許権を侵害した、あるいは本件特許権を侵害する旨の言動をしない。

以上